

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年8月23日(2007.8.23)

【公開番号】特開2006-25129(P2006-25129A)

【公開日】平成18年1月26日(2006.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2006-004

【出願番号】特願2004-200802(P2004-200802)

【国際特許分類】

H 0 4 N 1/40 (2006.01)

G 0 6 T 3/00 (2006.01)

【F I】

H 0 4 N 1/40 Z

G 0 6 T 3/00 5 0 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月9日(2007.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

イメージ情報を入力する入力手段と、

前記イメージ情報からベクトルデータを生成するベクトル化手段と、

前記ベクトルデータの再利用が制限されているか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていると判定された場合は、前記ベクトル化手段により生成されたベクトルデータに対して再利用制限処理を実行し、前記判定手段によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていないと判定された場合は、前記ベクトル化手段により生成されたベクトルデータに対して前記再利用制限処理を実行することなく記憶手段に格納する制御手段と

を備えることを特徴とする画像処理システム。

【請求項2】

前記制御手段は、前記判定手段によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていると判定された場合に、前記再利用制限処理として前記ベクトル化手段により生成されたベクトルデータを破棄する

ことを特徴とする請求項1に記載の画像処理システム。

【請求項3】

再利用を制限すべきベクトルデータに関する情報を保持する保持手段をさらに備え、

前記判定手段は、前記ベクトル化手段により生成されたベクトルデータと前記保持手段に保持された前記情報とが同一であるとみなせる場合に、前記ベクトル化手段により生成されたベクトルデータの再利用が制限されていると判定する

ことを特徴とする請求項2に記載の画像処理システム。

【請求項4】

前記ベクトル化手段は、前記イメージ情報から抽出された文字情報の文字コード情報を含むベクトルデータを生成し、

前記保持手段は、再利用を制限すべき文字情報の文字コード情報を保持し、

前記判定手段は、前記生成手段により生成されたベクトルデータに含まれる文字コード情報と前記保持手段に保持された文字コード情報とが同一の場合に、前記ベクトル化手段

により生成されたベクトルデータの再利用が制限されていると判定することを特徴とする請求項3に記載の画像処理システム。

【請求項5】

前記イメージ情報を所定の文書作成ソフトウェアで取り扱い可能なフォーマットに変換するフォーマット変換手段をさらに備えることを特徴とする請求項1から4までのいずれか1項に記載の画像処理システム。

【請求項6】

前記イメージ情報を複数のオブジェクトに分割する分割手段をさらに備え、前記判定手段は、前記分割手段によって分割されたそれぞれのオブジェクトごとに独立に前記ベクトルデータの再利用が制限されているか否かを判定することを特徴とする請求項1から5までのいずれか1項に記載の画像処理システム。

【請求項7】

前記ベクトルデータが再利用された回数を計測する計測手段と、前記計測手段によって計測された回数が所定回数に達した場合、前記ベクトルデータの再利用を制限する制限手段とをさらに備えることを特徴とする請求項1から6までのいずれか1項に記載の画像処理システム。

【請求項8】

前記入力手段による前記イメージ情報の入力に先立って、ユーザに対して認証情報の入力を要求する要求手段と、

入力された認証情報に基づいて前記画像処理システムに対するアクセスが許可されたユーザであるか否かを識別する識別手段とをさらに備え、

前記入力手段は、前記識別手段によってアクセス許可されたユーザであると識別されたことを条件として、前記イメージ情報を入力する

ことを特徴とする請求項1から7までのいずれか1項に記載の画像処理システム。

【請求項9】

前記入力手段は、紙原稿を光学的に読み取って得られた前記イメージ情報を入力することを特徴とする請求項1から8までのいずれか1項に記載の画像処理システム。

【請求項10】

前記制御手段は、前記判定手段によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていると判定された場合には前記イメージ情報を利用可能な状態とともに前記ベクトルデータを利用不可能な状態とし、前記判定手段によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていないと判定された場合には前記ベクトルデータの再利用が可能な状態とすることを特徴とする請求項1に記載の画像処理システム。

【請求項11】

イメージ情報を画像処理装置に入力する入力工程と、前記イメージ情報からベクトルデータを生成するベクトル化工程と、前記ベクトルデータの再利用が制限されているか否かを判定する判定工程と、前記判定工程によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていると判定された場合は、前記ベクトル化工程で生成されたベクトルデータに対して再利用制限処理を実行し、前記判定工程によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていないと判定された場合は、前記ベクトル化工程で生成されたベクトルデータに対して前記再利用制限処理を実行することなく記憶手段に格納する制御工程とを有することを特徴とする画像処理方法。

【請求項12】

コンピュータに、イメージ情報を入力する入力手順と、前記イメージ情報からベクトルデータを生成するベクトル化手順と、前記ベクトルデータの再利用が制限されているか否かを判定する判定手順と、前記判定手順によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていると判定された場合

は、前記ベクトル化工程で生成されたベクトルデータに対して再利用制限処理を実行し、前記判定手順によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていないと判定された場合は、前記ベクトル化手順で生成されたベクトルデータに対して前記再利用制限処理を実行することなく記憶手段に格納する制御手順と

を実行させるためのプログラム。

【請求項 1 3】

請求項 1 2 に記載のプログラムを格納したことを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

上記課題を解決するために、本発明に係る画像処理システムは、
イメージ情報を入力する入力手段と、
前記イメージ情報からベクトルデータを生成するベクトル化手段と、
前記ベクトルデータの再利用が制限されているか否かを判定する判定手段と、
前記判定手段によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていると判定された場合は、前記ベクトル化手段により生成されたベクトルデータに対して再利用制限処理を実行し、前記判定手段によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていないと判定された場合は、前記ベクトル化手段により生成されたベクトルデータに対して前記再利用制限処理を実行することなく記憶手段に格納する制御手段と

を備えることを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

また、上記課題を解決するために、本発明に係る画像処理方法は、
イメージ情報を画像処理装置に入力する入力工程と、
前記イメージ情報からベクトルデータを生成するベクトル化工程と、
前記ベクトルデータの再利用が制限されているか否かを判定する判定工程と、
前記判定工程によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていると判定された場合は、前記ベクトル化工程で生成されたベクトルデータに対して再利用制限処理を実行し、前記判定工程によって前記ベクトルデータの再利用が制限されていないと判定された場合は、前記ベクトル化工程で生成されたベクトルデータに対して前記再利用制限処理を実行することなく記憶手段に格納する制御工程と

を有することを特徴とする。